



# 一時帰国および日本への再入国をする場合の注意

2023年5月22日時点

## (1) 母国での滞在可能期間

母国での**滞在可能期間は、最長で在留カードに記載のある「在留期限」の日付まで**です。もし予定している母国滞在期間内に在留期限まで90日未満となってしまう場合は、必ず日本出国前に在留期間更新の手続きをしてください。

なお自己都合で3ヶ月以上一時帰国をする方は、横浜市立大学の授業料減免の対象者ではなくなりますので、あらかじめご了承ください。

# 一時帰国および日本への再入国をする場合の注意

## (2) みなし再入国許可申請の提出

日本から出国する際には、必ずみなし再入国許可申請（再入国EDカード）を空港で提出してください。

在留期間の更新または在留資格変更手続中に、数日間一時帰国を希望する場合も、みなし再入国許可をすることができます。出国時にカウンターで伝えられる期限を必ず守って再入国してください。

また出国先で、更新手続きをしたときの「申請受付票」の提示を求められる場合があります。コピーを持って出国するようにしましょう。

▼参考URL（出入国在留管理庁リンク）

[https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/minashisainyukoku\\_00001.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/minashisainyukoku_00001.html)

[https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/re-ed\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/re-ed_index.html)

# 一時帰国および日本への再入国をする場合の注意

## (3) 一時帰国者登録フォームへの記入

一時帰国をされる方は、**必ず下記URLまたはQRコードの入力フォームより必要事項を入力**してください。

また一時帰国することについて自分の指導教官（大学院生の場合）、あるいはゼミの先生（学部生の場合）に許可を取った上、帰国予定日を先生に伝えてください。

### ▼ 一時帰国者登録フォーム

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=Zm1jvv7LuEGJXO5cvYvHVTLh1W52knJMjE6VZiPvDG1UN1A0TVVQQkwwNzIDV1ZaT0c5TjFZOVVGRy4u>

